

議案第9号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の66の項中「第4項」を「第3項」に改め、同表の123の8の2の項中「場合をいう。123の8の3の項及び123の8の4の項」を「場合をいう。123の8の3の項、123の8の4の項及び123の11の項」に改め、同表の123の9の項から123の11の項までを次のように改める。

123の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			認定申請のとき。	
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅			5,100円
			(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				21,000円
		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				46,000円
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの				81,000円
		一の建築物の申請の場合	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		21,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平		46,000円

				方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円	
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	128,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	161,000円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	201,000円	
イ ア以外の場合	(1) 一戸建ての住宅				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	281,000円
	一の建築物の申請の場合	住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	196,000円

					未滿のもの		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
			非住宅部分	モデル建物法による場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合をいう。123の10の項において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未滿のもの	87,100円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未滿のもの	145,700円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未滿のもの	235,700円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未滿のもの	309,000円	
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未滿のもの	371,000円	
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	435,000円	
					標準入力法等による場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準による場合をいう。123の10の項において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未滿のもの	227,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未滿のもの	367,100円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未滿のもの	523,700円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未滿のもの	646,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未滿のもの	763,000円		
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	871,000円		
123の10建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額(申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				変更認定申請のとき。	
	ア 申請に併せて建築物のエ	(1) 一戸建ての住宅				3,700円	

づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

エネルギー消費性能向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
				当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
				当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	57,000円
		一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円		
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	90,000円		
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	113,000円		
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	141,000円		
イ ア 以外の場合	(1) 一戸建ての住宅	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円		
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円		
	(2) (1) 以外の建	住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メ	48,500円	

				メートル未満のもの		
				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
				当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
				当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	197,000円	
一の建築物の申請の場合	住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	
	非住宅部分	モデル建物法による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	216,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	260,000円
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	305,000円
		標準入力法等による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平	366,700円

						方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	453,000円	
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	535,000円	
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	610,000円	
123の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額						認定申請のとき。
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅				5,100円	
			(2) (1) 以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円		
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	81,000円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	128,000円		
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	161,000円		
		イ ア以外の場合	(1) 一戸建ての住宅	性能基準による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準による場合をいう。）	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円		
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	38,400円		
				モデル住宅法による場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの）	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円		

		消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準による場合をいう。)	メートル未満のもの	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	19,100円
		仕様基準による場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準による場合をいう。以下同じ。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	19,100円
(2)(1)以外の建築物	住宅部分	性能基準による場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及びロ(1)又は同項第3号に定める基準による場合をいう。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	281,000円
		フロア入力法による場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準による場合をいう。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	157,000円
		仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		104,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの		157,000円	
	非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円

					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	309,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	371,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	646,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	763,000円

別表第1備考1中「又は非住宅の部分が存在しない」を「若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等を除く」に改め、同表備考9を同表備考14とし、同表備考8の次に次のように加える。

- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下同じ。）に同項に規定する自他供給型熱源機器等を設置する場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の申請の場合により算出した額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における一の建築物の申請の場合により算出した額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する認定



建築主（同法第29条第3項各号に掲げる事項を記載して同法第30条第1項の認定を受けた者に限る。）が当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（同法第31条第1項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合の手数料の額は、申請建築物又は他の建築物（当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更があるものに限る。）における一の建築物の申請の場合により算出した額を合算した額とする。

- 1 1 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定性能向上計画」という。）に、新たに他の建築物に関する事項を記載しようとする場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該額を備考10の規定により算出した場合にあっては、その額）に、123の9の項に掲げる区分に応じ、当該他の建築物における一の建築物の申請の場合により算出した額を加算した額とする。
- 1 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料について、認定性能向上計画に記載された他の建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合（当該認定性能向上計画が変更され、変更後の認定性能向上計画に当該他の建築物の記載がない場合を除き、エネルギー消費性能の評価方法が当該認定性能向上計画に係るものと同じ場合に限る。）の手数料の額は、123の8の2の項アに掲げる区分に応じて、算出した額とする。
- 1 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料について、認定性能向上計画に記載された他の建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合において、当該他の建築物に係る当該認定性能向上計画の変更をするとき（変更後の認定性能向上計画に当該他の建築物の記載がない場合を除く。）であって、同条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるとき（当該認定性能向上計画が変更され、変更後の認定性能向上計画に当該他の建築物の記載がない場合を除き、エネルギー消費性能の評価方法が当該認定性能向上計画に係るものと同じ場合に限る。）の手数料の額は、12

3の8の3の項アに掲げる区分に応じて、算出した額とする。

別表第1備考に次のように加える。

15 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について、これらの申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

16 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準により共同住宅の申請を行う場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

別表第2の22の項中「戸籍の附票、除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票」を「除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票」に改め、同表備考2中「除かれた住民票」を「除票」に、「除かれた戸籍の附票」を「戸籍の附票の除票」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料を改める等の必要がある。